

便利になりました

税金・各種料金

コンビニ納付



町税などがコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。
ご注意ください点について、Q & A形式でお知らせします。

コンビニ納付 Q & A

Q1 コンビニ納付できるものは
なんですか。

A1 「町県民税(普通徴収)」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」、「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」、「水道料金・下水道等使用料」です。
※「法人町民税」、「町県民税(特別徴収)」、「入湯税」はコンビニでは納付できません。

Q2 コンビニで納付できる
時間帯はいつですか。

A2 コンビニエンスストアの営業時間内であれば、
土日や夜間も納付できます。

Q3 納付書が1枚ずつバラバラに
なっているのはどうしてですか。

A3 コンビニでは、冊子タイプの納付書は取り扱いできませんので
1枚ずつの単票になっています。紛失しないようご注意ください。

Q4 コンビニで納付する場合に、
手数料はかかりますか。

A4 手数料はかかりません。

Q5 間違いなく納期限内に
コンビニで納めたのに
督促状が届いたのですが。

A5 町では、督促状発送の際は、可能な限り直近の納付まで調べて
いますが、コンビニで納付いただいた場合、町が納付の確認が
できるまで約2週間程度かかる場合があります。恐れ入りますが、
このような時間差による督促状の行き違いにつきましても、
ご理解をいただきますようお願いいたします。

Q6 納め忘れの町税などを
コンビニで納めたいのですが。

A6 納付書を再発行しますので、ご連絡ください。

Q7 コンビニや金融機関で納めた
次の日に、役場に行って
納税証明書を申請しましたが、
「発行できません。」と言われた。

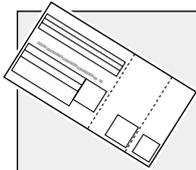
A7 コンビニや金融機関で納付した場合、町が納付の確認ができる
まで約2週間程度かかる場合があります。コンビニや金融機関
で納付後、すぐに納税証明書が必要な場合は、必ず「領収証書」を
持参し、納税証明書発行窓口(財務課税務室)にご提示ください。

Q8 軽自動車税をコンビニで納付
した場合、車検用の納税証明
書はもらえますか。

A8 もらえます。軽自動車税の年度当初の納付書には、領収証書の右
に継続検査用納税証明書が付いており、そこにも領収印を押して
くれます。領収証書と納税証明書の間にはミシン目はありません
ので、納付後は切り離してご使用ください。(納付前には切り離さ
ないようお願いします。)再発行の納付書や口座振替不能通知書
には、納税証明書はついていません。役場窓口でご請求ください。

Q9 第2期分を納めるところ、
誤って第3期分の納付書で
納めてしまいました。
どうすればいいですか。

A9 第3期分として収納され、第2期分は未納扱いとなってしまい
ます。
恐れ入りますが至急納付してください。



コンビニで使えない納付書もあります

- 取扱有効期限（発行日から1年）が過ぎたもの（期限を延長した納付書を再発行しますので、ご連絡ください。ただし、税額や納期限からの経過日数によっては延滞金が加算される場合があります。）
- バーコードが印字されていないもの
- バーコードが印字されていても、読み取れないもの（折ったり汚したりしないようご注意ください。）
- 納付書1枚あたりの納付金額が30万円を超えるもの（バーコードは印刷されていません。）
- 金額を加筆、訂正したもの

レシートは捨てないで保管

コンビニではレシートも発行されます。領収証書とともにレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。（レシートは、収納情報をコンビニ本部へ送信した証拠となります。収納事故防止のためにも、レシートを必ずお受け取りください。）

- ◎金融機関でのお取扱いはこれまでと変わりません。バーコード印刷の有無にかかわらず納付できます。コンビニで納付できない場合は、町指定の金融機関、役場会計課で納付してください。
- ◎町税の納付には、便利な口座振替をお勧めします。ご指定の口座から自動的に納められますので金融機関やコンビニにお出かけになる手間が省けます。
- ◎「水道料金・下水道等使用料」は、ゆうちょ銀行および郵便局では納付できません。また、納付書に取扱有効期限がありません。

軽自動車税

減免申請について

受付期間 5月11日(金)～5月25日(金)

身体や精神に障がいを持つ人は、申請して該当になると、税の負担が免除になる場合があります。申請は毎年必要で、減免の対象になる人1人につき、1台限りです。

▶申請に必要なもの

- 平成24年度吉岡町軽自動車税納税通知書兼領収書
- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- 軽自動車などを運転する人の運転免許証
- 軽自動車検査証
- 印鑑（シャチハタ不可）



※自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けることはできません。普通自動車の減免は群馬県自動車税事務所（☎027-263-4343）にお問合せください。

固定資産税

納期の変更について

平成24年度の固定資産税第1期の納期限が例年の4月納期から5月納期（5月31日(金)）に変更となります。納付書は、5月にお手元に届くこととなりますので、ご注意ください。今回の納期の変更は、平成24年度に限り行うものです。



【問合せ先】吉岡町役場 ☎54-3111

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税に関すること 財務課税務室
- 介護保険料に関すること 健康福祉課福祉室
- 後期高齢者医療保険料に関すること 健康福祉課保険室
- 水道料金・下水道等使用料に関すること 上下水道課